

## 北海道の屋外広告物制度（規制）体系の概要

### ◆屋外広告物法（S24年）◆ 改正（H16年6月公布・12月施行） 広告物と広告業の措置の両面からの取組み

1. 目的：良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止のため広告物と広告業について、必要な規制の基準を定める。
2. 都道府県、指定・中核市（札幌市、函館市、旭川市）が屋外広告物条例の制定権を有し、規制する。
3. 景観行政団体（景観法）に移行した市町村は、屋外広告物規制（業の規制を除く）が可能。

### ◆北海道屋外広告物条例（S25年）◆ 大幅改正（H元年、H17年）

